

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月19日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目 1 番 1 号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目 1 番 1 号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 03(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス チーフアカウントティングオフィサー &
コーポレートコントローラー 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目 1 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生日

2026年5月19日

(2)当該事象の内容

当社及び当社グループ会社である武田ファーマシューティカルズU.S.A., Inc.ならびに武田ファーマシューティカルズアメリカ Inc.は、2026年5月18日（米国東部時間）、米国マサチューセッツ州連邦地方裁判所においてAMITIZA®（ルビプロストン）に係る反トラスト訴訟に関し、陪審により当社らに不利な評決を受け、原告に対する実損害額（単倍損害）として884,943,990米ドルの損害賠償が認定されました。米国の反トラスト法上、卸売業者クラスに認定された損害賠償額（474,897,965米ドル）及び個別の小売薬局に認定された損害賠償額（合計346,837,646米ドル）は、裁判所における判決の言い渡しにより、自動的に三倍となります。一方、最終支払者クラスに認定された損害賠償額については、判決の言い渡しに先立ち、追加の裁判手続きの対象となります。当社は、本件について、評決後申立て及び控訴を含むあらゆる法的手段を通じて争う方針です。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生が業績に与える影響額については、現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表します。

以上